

〈2020年12月〉

「全世代型社会保障改革の方針」の策定 (2020年12月～)

2019年9月から、内閣総理大臣を議長とする「全世代型社会保障検討会議」が開催された。同会議では、人生100年時代の到来を見据えながら、お年寄りだけではなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため、年金、労働、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般にわたる持続可能な改革について検討が行われ、2019年12月に中間報告、2020年6月に第2次中間報告、同年12月に「全世代型社会保障改革の方針」が取りまとめられ、同年12月15日に閣議決定された。

「全世代型社会保障改革の方針」では、長年の課題である少子化対策を大きく前に進めるため、不妊治療への保険適用の早急な実現、待機児童の解消に向けた新たな計画の策定、男性の育児休業の取得促進といった少子化対策がトータルな形で示された。

不妊治療への保険適用については、2021年度中に詳細を決定し、2022年度当初から保険適用を実施することとし、工程表に基づき、保険適用までの作業を進めることとした。保険適用までの間は、現行の助成制度について、所得制限を撤廃するとともに、助成額を増額（1回30万円）するなど大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図ることとした。このほか、不育症の検査について新たな支援を行うことや、不妊治療と仕事の両立に関し、社会的機運の醸成を推進するとともに、事業主による職場環境整備の推進のための必要な措置を講ずることなどが盛り込まれた。

また、待機児童の解消を目指し、女性の就業率の上昇を踏まえた保育の受け皿整備、幼稚園やベビーシッターを含めた地域の子育て資源の活用を進めるため、2020年末までに「新子育て安心プラン」を取りまとめることとした。

新プランの財源については、社会全体で子育てを支援していくとの大きな方向性の中で、公費に加えて、経済界に協力を求めることにより安定的な財源を確保することとした。その際、児童手当については、「少子化社会対策大綱」（2020年5月29日閣議決定）等に基づき、高所得の主たる生計維持者（年収1,200万円以上の者（子供2人と年収103万円以下の配偶者の場合））を特例給付の対象外とした。2022年10月支給分から適用することとしている。また、これらのために、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図ることとした。

これらを踏まえ、2020年12月に「新子育て安心プラン」を公表するとともに、2021年通常国会（第204回国会）に「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」を提出した。

さらに、男性の育児参加を進めるため、2020年度から男性国家公務員には1か月以上の育児休業等の取得を求めているが、民間企業でも男性の育児休業の取得を促進することとし、男性の育児休業取得促進策を検討し、労働政策審議会において結論を取りまとめ、2021年の通常国会に必要な法案の提出を図ることとした。

これを踏まえ、2021年通常国会（第204回国会）に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律および雇用保険法の一部を改正する法律案」を提出した。

〈2020年12月〉

「新子育て安心プラン」の公表 (2020年12月～)

2020年12月、厚生労働省が「新子育て安心プラン」を公表した。同プランでは、2021年度から2024年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備するほか、①地域の特性に応じた支援、②魅力向上を通じた保育士の確保、③地域のあらゆる子育て資源の

活用を柱として、各種取組を推進することにより、できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性（25歳～44歳）の就業率の上昇に対応することとしている。

〈2021年2月〉

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案の国会提出（2021年2月）

2021年通常国会（第204回国会）において、総合的な少子化対策を推進する一環として、

保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、満3歳未満児相当分の保育所等運営費のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当の特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額以上の者を支給対象外とするなどの措置を講ずることを定めた「子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案」を提出した。（第1-2-3図）

第1-2-3図 子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案の概要

子ども・子育て支援法及び児童手当法の一部を改正する法律案の概要

総合的な少子化対策を推進する一環として、保育の需要の増大等に対応し、子ども・子育て支援の効果的な実施を図るため、施設型給付費等支給費用のうち一般事業主から徴収する拠出金を充てることができる割合の引上げ等を行うとともに、児童手当が支給されない者のうちその所得の額が一定の額未満のものに限り特例給付を支給することとする等の措置を講ずる。

概要

(1) 子ども・子育て支援法の一部改正

① 市町村子ども・子育て支援事業計画に定める任意的記載事項の追加

市町村子ども・子育て支援事業計画において定めるよう努めるべき事項として、地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項を追加する。【子ども・子育て支援法第61条第3項関係】

② 施設型給付費等支給費用に充てることができる事業主拠出金の上限割合の引上げ

都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等（保育所等運営費）の支給に要する費用のうち満3歳未満保育認定子ども（0～2歳）に係るものについて、一般事業主からの拠出金をもって充てることができる割合を6分の1を超えない範囲から5分の1を超えない範囲に変更する。【子ども・子育て支援法第66条の3第1項関係】

③ 子育て支援に積極的に取り組む事業主に対する助成制度の創設

政府は、令和9年3月31日までの間、仕事・子育て両立支援事業として、労働者の子育ての支援に積極的に取り組んでいると認められる事業主に対し助成及び援助を行う事業ができることとする。【子ども・子育て支援法附則に条を新設】

(2) 児童手当法の一部改正

特例給付の対象者のうちその所得の額が一定の額[※]以上の者を支給対象外とすることとする（令和4年10月支給分から適用）。【児童手当法附則第2条関係】

※児童手当法施行令に、子ども2人＋年収103万円以内配偶者がいる場合は年収1,200万円等となる基準額を規定予定。

※併せて、自治体における情報連携の進展を踏まえ、毎年提出を求めている現況届を原則廃止（児童手当法施行規則改正予定）。

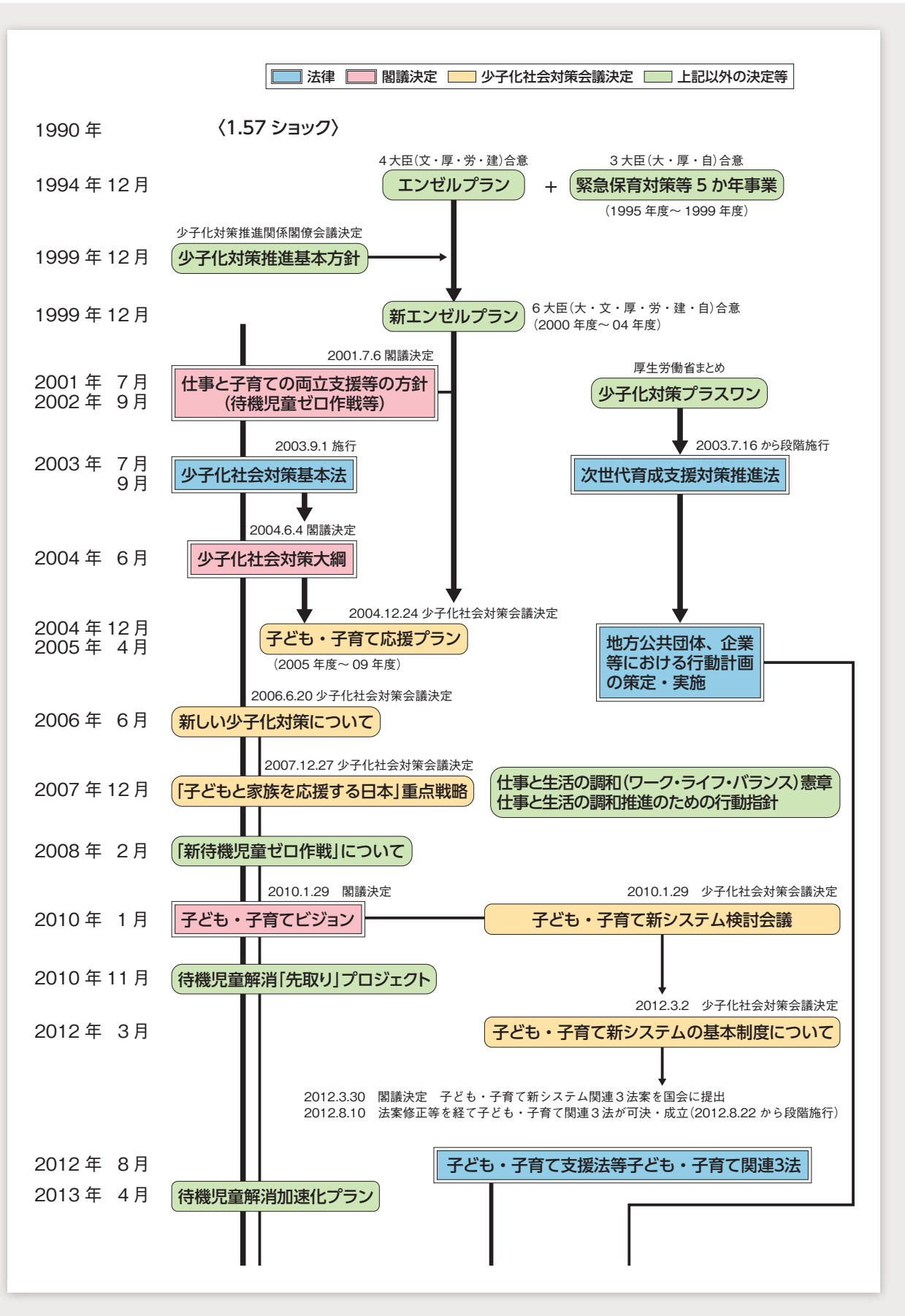
※ 検討規定【改正法附則に規定】

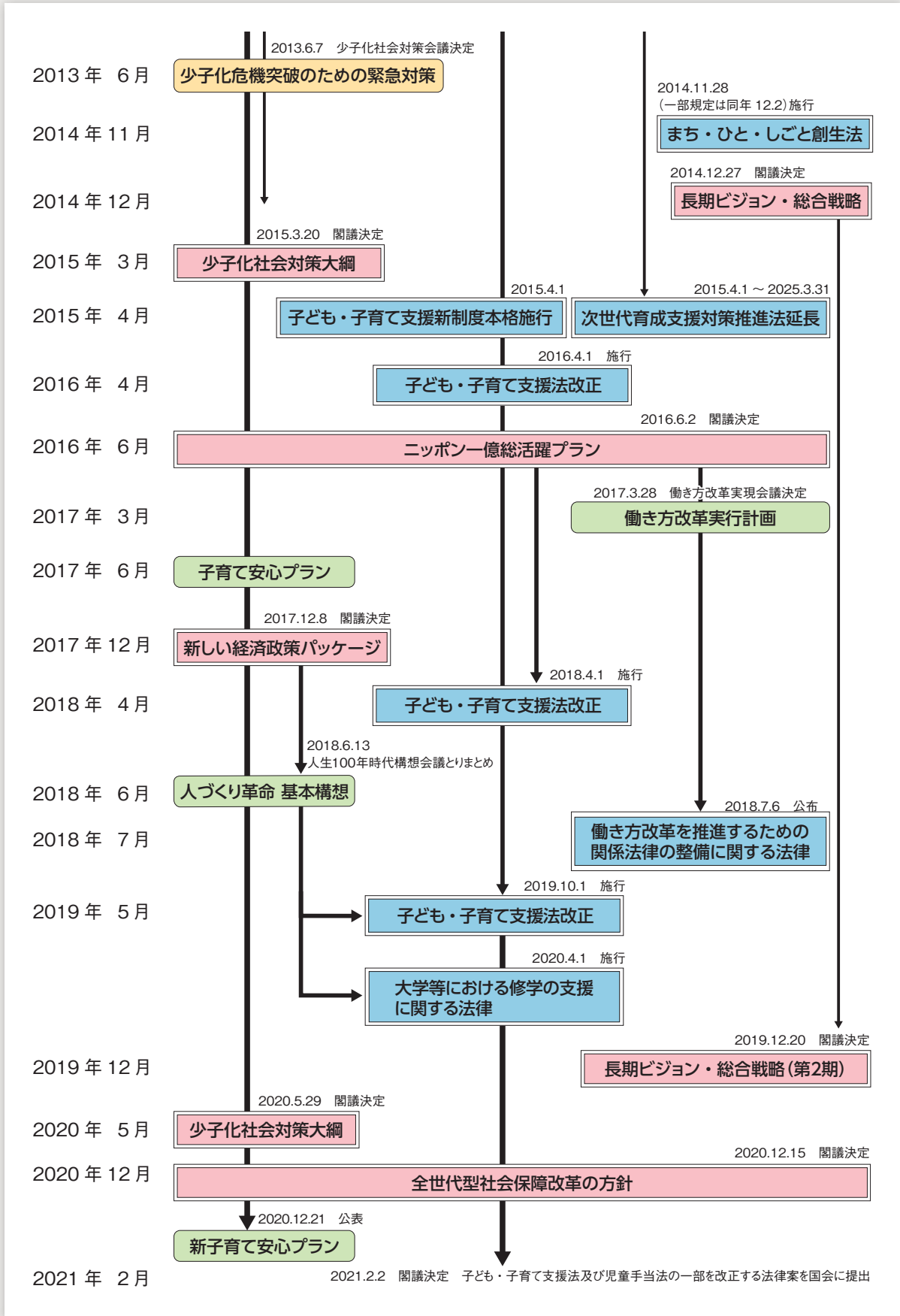
政府は、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況等を踏まえ、少子化の進展への対処に寄与する観点から、児童の数等に応じた児童手当の効果的な支給及びその財源の在り方並びに児童手当の支給要件の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

令和4年4月1日（ただし、(1)の③は、令和3年10月1日、(2)は令和4年6月1日）

第1-2-4図 これまでの取組





資料：内閣府資料